

技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書

作成日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
申請者(実習実施者)： _____

1. 報酬

技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。

(1) 技能実習生に対する報酬

①技能実習生の氏名 ※ 複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。	ローマ字	
	漢字	
	ローマ字	
	漢字	
	ローマ字	
	漢字	
②技能実習生の職務内容や責任の程度		
③技能実習生の年齢、経験年数		(才) (経験 年)
④技能実習生に対する報酬	月給	円 / 時間給 円
⑤第1号技能実習での報酬	月給	円 / 時間給 円
⑥第2号技能実習での報酬	月給	円 / 時間給 円
⑦その他		

(注意)

- ①は、ローマ字で旅券(未発給の場合、発給申請において用いるもの)と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- ③の経験年数は、修得等をしようとする技能等に係る技能実習生の経験年数を記載すること。
- ④から⑥までについて、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、比較ができるよう統一して記載すること。なお、⑤は第2号技能実習又は第3号技能実習の場合、⑥は第3号技能実習の場合に記載すること。
- ⑦は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

(2) 同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合

①比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度	
②比較対象となる日本人労働者の年齢、経験年数	(才) (経験 年)
③比較対象となる日本人労働者の報酬	月給 円 / 時間給 円
④技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考えた理由	
⑤その他	

③適当かつ十分な消火設備を設置する措置を講じていること	有 ・ 無	
④寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5㎡以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること	有 ・ 無	
⑤就眠時間を異にする2組以上の技能実習生がいる場合は、寝室を別にする措置を講じていること	有 ・ 無	
⑥食堂又は炊事場を設ける場合は、照明・換気を十分に行い、食器・炊事用器具を清潔に保管し、ハエその他の昆虫・ネズミ等の害を防ぐための措置を講じていること	有 ・ 無	
⑦他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場のない場合には、当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること	有 ・ 無	
⑧（宿泊施設が労働基準法第10章に規定する「事業の附属寄宿舎」に該当する場合）同章で定められた寄宿舎規則の届出等を行っており、又は速やかに行うこととしていること	有 ・ 無	

3. 徴収費用

(1) 技能実習生に対する報酬の支払概算額

概算額	円（1か月当たり）
-----	-----------

(注意)

概算額は、社会保険料・税金等を控除する前の金額を記載すること。

(2) 食費

①食事、食材等の提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
②食費として徴収する費用	1か月当たり 約 円
③提供する食事、食材等の具体的な内容	
④費用が実費に相当する額その他の適正な額であることの説明	

(注意)

- 1 ②から④までは、①で有にチェックを付した場合にのみ記載すること。
- 2 ④は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。
 - ・ ③が「食材、宅配弁当等の現物支給」の場合： 購入に要した額
 - ・ ③が「社員食堂での食事提供」の場合： 技能実習生以外の職員から徴収する額
 - ・ ③が「食事の調理・提供」の場合： 材料費、水道光熱費、人件費等の費用の総額を、提供を受ける者（技能実習生のみに限られない。）の人数で除した額

(3) 居住費

①居住費として徴収する費用	1か月当たり 円
②提供する宿泊施設の具体的な内容	自己所有物件 ・ 借上物件
③費用が実費に相当する額その他の適正な額であることの説明	

(注意)

- ②は、「自己所有物件」、「借上物件」のいずれかに丸印を付すこと。
- ③は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。
 - ②が「自己所有物件」の場合： 実際に建設・改装等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して合理的であると説明可能な額
 - ②が「借上物件」の場合： 借上げに要する賃料（管理費・共益費等を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。以下同じ。）を、入居する技能実習生の人数で除した額

(4) 水道光熱費

①水道光熱費の徴収の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
②水道光熱費として徴収する費用の内容	1 か月当たり 約 円

(注意)

- ①は、技能実習生本人が水道光熱費の提供業者と直接契約をする場合は無にチェックすること。
- ②は、徴収見込額を記載すること。なお、技能実習生から徴収する際には、実際に水道光熱費の提供業者に申請者が支払った費用を、水道光熱設備を利用する者（技能実習生に限られない。）の人数で除した額以内の金額を徴収するものでなければならない。

(5) その他技能実習生が定期的に負担する費用

①その他技能実習生が定期的に負担する費用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
②技能実習生が定期的に負担する費用の内容	I 費 1 か月当たり 約 円
	II 費 1 か月当たり 約 円
	III 費 1 か月当たり 約 円
③技能実習生が定期的に負担する費用に関し技能実習生が受ける具体的な便益の内容	
④費用が実費に相当する額その他の適正な額であることの説明	

(注意)

- ②から④までは、①で有にチェックを付した場合にのみ記載すること。
- ②は、食費・居住費・水道光熱費以外に技能実習生が定期的に負担する費用について、費目ごとに記載すること。
- ③及び④は、技能実習生が定期的に負担すること及びその負担額が合理的なものであることについて、説明が適切にされなければならない。